

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県財務規則の一部を改正する規則	会 計 課
○長崎県営バス運賃等規則の一部を改正する規則	交 通 局
◎ 告 示	
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産 業 政 策 課
・長崎県資源管理方針の変更	漁 業 振 興 課
・長崎県知事管理漁獲可能量	"
・長崎県北部海区漁場計画の変更	"
・会計管理者の事務の委任	会 計 課
◎ 公 告	
・土地改良事業計画変更の認可（2件）	農 村 整 備 課
・換地処分	"
・測量の実施	建 設 企 画 課
・都市計画の図書の縦覧	都 市 政 策 課
◎ 議 長 訓 令	
○長崎県議会事務局規程の一部改正	議 会 事 務 局
◎ 議 会 告 示	
・長崎県選挙管理委員及び同補充員の当選人	議 会 事 務 局
◎ 交 通 局 公 告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・一般競争入札の実施	"
◎ 人 事 委 員 会 規 則	
○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正	人 事 委 員 会 事 務 局
◎ 雑 報	
・競争入札の参加者の資格等（3件）	長 崎 県 公 立 大 学 法 人
・一般競争入札の実施（3件）	"

規 則

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第38号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
<p>(知事の事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第153条第1項及び第180条の2の規定により、別に定めのあるもののほか、次の表の左欄に掲げる者に対し、その所管事務で同表右欄に掲げる事務を委任する。ただし、長崎振興局長崎港湾漁港事務所及び五島振興局上五島支所については、長崎振興局長及び五島振興局長に委任した事務の範囲内で、長崎振興局長及び五島振興局長が知事の承認を得て指定する事務を委任することができる。</p>		<p>(知事の事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第153条第1項及び第180条の2の規定により、別に定めのあるもののほか、次の表の左欄に掲げる者に対し、その所管事務で同表右欄に掲げる事務を委任する。ただし、長崎振興局長崎港湾漁港事務所及び五島振興局上五島支所については、長崎振興局長及び五島振興局長に委任した事務の範囲内で、長崎振興局長及び五島振興局長が知事の承認を得て指定する事務を委任することができる。</p>	
<p>かいの長</p>	<p>1 歳入に係る次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>その所掌に係る歳入の徴収。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>ア <u>法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）により納付された使用料及び手数料</u></p> <p>2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1項各号の規定に基づく歳入の徴収若しくは収納の事務又は令第158条の2第1項の規定に基づく歳入の収納の事務の委託に伴う支出負担行為及びこれに伴う支出命令</u></p> <p>(5) <u>前各号を除くその他の節の経費（別表第2に掲げる物品の購入及び知事が締結する電力調達契約に係る経費を除く。）で歳出予算の執行を伴う事項の決定並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令</u></p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>3～9 略</p>	<p>かいの長</p>	<p>1 歳入の徴収</p> <p>2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号を除くその他の節の経費（別表第2に掲げる物品の購入及び知事が締結する電力調達契約に係る経費を除く。）で歳出予算の執行を伴う事項の決定並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令</u></p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>3～9 略</p>
略		略	
<p>(出納員)</p> <p>第6条 会計管理者の事務を補助させるため、出納局、総務文書課、県民センター、税務課、総務事務センター、警察本部会計課、警察本部広報相談課、<u>警察本部交通指導課駐車対策室及び教育庁教職員課並びに各か</u>いに出納員を置く。</p> <p>2～7 略</p> <p>(会計管理者の事務の委任)</p> <p>第8条 会計管理者は、法第171条第4項の規定により、次の表の左欄に掲げる出納員に対し、同表右欄に掲げる事務を委任する。</p>		<p>(出納員)</p> <p>第6条 会計管理者の事務を補助させるため、出納局、総務文書課、県民センター、税務課、総務事務センター、警察本部会計課、警察本部広報相談課及び教育庁教職員課並びに各かいに出納員を置く。</p> <p>2～7 略</p> <p>(会計管理者の事務の委任)</p> <p>第8条 会計管理者は、法第171条第4項の規定により、次の表の左欄に掲げる出納員に対し、同表右欄に掲げる事務を委任する。</p>	
略		略	
警察本部	略	警察本部	略

会計課の 出納員	
警察本部 交通指導 課駐車対 策室の出 納員	その所掌に係る次に掲げる事務 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4に規定する放置違反金等（以下「 <u>放置違反金等</u> 」という。）の徴収に係る現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管並びに記録管理 2 放置違反金等の徴収に係る歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び保管並びに記録管理
略	

（出納員の事務の再委任）

第9条 略

2及び3 略

4 第2項の職員に対しては、身分証券（様式第1号）を携帯させるものとする。ただし、県税又は県税に伴う現金の徴収については徴税吏員証をもって、放置違反金等の現金の徴収については徴税吏員証をもってこれに代えるものとする。

（継続費の通次繰越し並びに繰越明許費及び事故繰越しに係る調書の提出）

第16条の15 部局の長は、令第145条第1項又は法第213条第1項若しくは第220条第3項ただし書の規定による繰越しをしたときは、速やかに継続費繰越調書（様式第2号の8）又は繰越明許費繰越調書（様式第2号の9）若しくは事故繰越し繰越調書（様式第2号の10）を作成し、総務部長に提出しなければならない。

2 略

（指定納付受託者）

第37条の3 指定納付受託者に歳入（歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）を納付させようとする場合は、当該指定納付受託者との間に書面をもって納付事務の取扱いに関する契約等を締結しなければならない。

（指定納付受託者の指定の基準）

第37条の4 指定納付受託者の指定の基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 歳入等の納付に関する事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

(2) その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2 指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号（同法に規定する法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務所の所在地）及び委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（指定納付受託者の名称等の変更の届出）

会計課の 出納員	
略	

（出納員の事務の再委任）

第9条 略

2及び3 略

4 第2項の職員に対しては、身分証券（様式第1号）を携帯させるものとする。ただし、県税又は県税に伴う現金の徴収については、徴税吏員証をもってこれに代えるものとする。

（継続費の通次繰越し並びに繰越明許費及び事故繰越しに係る調書の提出）

第16条の15 部局の長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第145条第1項又は法第213条第1項若しくは第220条第3項ただし書の規定による繰越しをしたときは、速やかに継続費繰越調書（様式第2号の8）又は繰越明許費繰越調書（様式第2号の9）若しくは事故繰越し繰越調書（様式第2号の10）を作成し、総務部長に提出しなければならない。

2 略

（指定納付受託者）

第37条の3 法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に歳入（歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）を納付させようとする場合は、当該指定納付受託者との間に書面をもって納付事務の取扱いに関する契約等を締結しなければならない。

第37条の5 指定納付受託者は、その名称、住所又は事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の前日から起算して60日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して14日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(放置違反金の収納)

第38条の3 放置違反金等については、道路交通法第51条の16の規定により収納の事務を私人に委託することができる。この場合においては、第37条、第37条の2第2項及び第38条の規定を準用するものとする。

別表第3 (第6条関係)

課・かい等名	職名
略	略
警察本部広報相談課	次席
警察本部交通指導課駐車対策室	室長
略	略

別表第5 (第7条関係)

課・かい等名	職名等
略	略
警察本部広報相談課	警察本部広報相談課の職員
警察本部交通指導課駐車対策室	警察本部交通指導課駐車対策室の職員
略	略

(放置違反金の収納)

第38条の3 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4に規定する放置違反金については、同法第51条の16の規定により収納の事務を私人に委託することができる。この場合においては、第37条、第37条の2第2項及び第38条の規定を準用するものとする。

別表第3 (第6条関係)

課・かい等名	職名
略	略
警察本部広報相談課	次席
略	略

別表第5 (第7条関係)

課・かい等名	職名等
略	略
警察本部広報相談課	警察本部広報相談課の職員
略	略

附 則

この規則は、令和6年1月4日から施行する。

長崎県営バス運賃等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第39号

長崎県営バス運賃等規則の一部を改正する規則

長崎県営バス運賃等規則(昭和48年長崎県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(貸切運賃及び貸切料金の適用方法)</p> <p>第12条 条例第9条に規定する貸切運賃及び貸切料金の適用は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 深夜早朝運行料金は、午後10時から午前5時までの間に点呼点検時間又は走行時間が含まれた場合は、含まれた時間に係る1時間当たりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間当たりの料金について適用する。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(貸切運賃及び貸切料金の適用方法)</p> <p>第12条 条例第9条に規定する貸切運賃及び貸切料金の適用は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 深夜早朝運行料金は、午後10時から午前5時までの間に点呼点検時間又は走行時間が含まれた場合は、含まれた時間に係る1時間当たりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間当たりの料金については、<u>2割以内の割増料金を適用する。</u></p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第751号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 産業政策課関係						別表（第2条関係） 産業政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略						1～3 略					
4	事業者向けLPGガス価格高騰緊急対策支援事業費補助金	LPGガスの価格高騰の影響を受けている県内事業者の負担軽減を図る。	補助対象事業者が使用した、工業用LPGガスのガス代に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	県内事業者等						
企業振興課関係						企業振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～20 略						1～20 略					
21	長崎県製造業物価高騰対策支援事業費補助金	物価高騰の影響を受けている県内製造業者の設備投資等を支援し、省力化やDXなど生産性向上につながることで、賃上げ環境整備等を促進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 物価高騰対策に関する事業 ア 研究開発費 イ 設備投資費 ウ 生産効率化経費 エ 販路開拓費 (2) 生産性向上に関する事業 ア 設備投資費	3分の2以内	知事が適当と認めると県内企業者等	21	長崎県製造業物価高騰対策支援事業費補助金	物価高騰の影響を受けている県内中小製造業者の設備投資を支援し、省力化やDXなど生産性向上につながることで、賃上げ環境整備等を促進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 研究開発費 (2) 設備投資費 (3) 生産効率化経費 (4) 販路開拓費	2分の1以内又は3分の2以内	県内中小製造業者等
経営支援課関係						経営支援課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～12 略						1～12 略					
13	事業承	中小企業	補助対象者が行う	2分の	知事が						

継促進 ・後継 者事業 展開支 援補助 金	者等の事 業承継の 取組を支 援し、物 価高騰等 での先行 き不安に よる廃業 を防ぎ地 域の雇用 維持や技 術等の伝 承に繋げ る。	次に掲げる取組に 要する経費 (1) 事業承継の課 題整理に要する 専門家活用経費 (2) 後継者による 承継後を見据え た事業展開に要 する経費	1以内	適当と 認める 県内中 小企業 者等
--------------------------------------	--	---	-----	--------------------------------

長崎県告示第752号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、長崎県資源管理方針（令和2年長崎県告示第754号）の一部を次のとおり変更し、令和5年12月26日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第1～第7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-9 うるめいわし対馬暖流系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）の資源管理の方向性は「別紙2-1 かつお（中西部太平洋条約海域）」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」から「別紙3-65 ちだい長崎県海域」までに、それぞれ定めるものとする。 （別紙1-1）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に規定する海域をいう。以下この別紙において同じ。）</p> <p>② 対象とする漁業 長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業、法</p>	<p>第1～第7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-7 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）の資源管理の方向性は「別紙2-1 かつお（中西部太平洋条約海域）」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」から「別紙3-63 もんごういか」までに、それぞれ定めるものとする。 （別紙1-1）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）</p> <p>② 対象とする漁業 長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業及び</p>

第60条第5項第2号に規定する第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）及び長崎県漁業調整規則（令和2年11月20日長崎県規則第44条）第4条第24号に規定する小型定置漁業。))

③ 略

(2) 略

2 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。）及びくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業以外の漁業をいう。）

③ 略

(2) 略

第3及び第4 略

(別紙1-2)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業、法第60条第5項第2号に規定する第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）及び長崎県漁業調整規則（令和2年11月20日長崎県規則第44条）第4条第24号に規定する小型定置漁業。))

③ 略

(2) 略

2 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。）及びくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業以外の漁業をいう。）

③ 略

(2) 略

第3及び第4 略

(別紙1-3)

第1 略

法第60条第5項第2号に掲げる第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。))

③ 略

(2) 略

2 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。）及びくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業であって、定置漁業以外の漁業をいう。）

③ 略

(2) 略

第3及び第4 略

(別紙1-2)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業及び法第60条第5項第2号に掲げる第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。))

③ 略

(2) 略

2 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。）及びくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業であって、定置漁業以外の漁業をいう。）

③ 略

(2) 略

第3及び第4 略

(別紙1-3)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まあじ中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 略
- ② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する中型まき網（1 そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網漁業をいう。）

- ③ 略

(2) 略

2 長崎県まあじその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 略
- ② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人及び長崎県まあじ中型まき網漁業を除く。）

- ③ 略

(2) 略

第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県まあじその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県まあじその他漁業	19,000隻

第5 略

(別紙1-4)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まいわし中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 略
- ② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する中型まき網（1 そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網漁業をいう。）

- ③ 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まあじ中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 略
- ② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する中型まき網（1 (又は2) そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網漁業をいう。）

- ③ 略

(2) 略

2 長崎県まあじその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 略
- ② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号、以下「漁業主権法」という。）第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁以外の漁業であって、中型まき網漁業を除く。以下「まあじその他漁業」という。）

- ③ 略

(2) 略

第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まあじその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まあじその他漁業	19,000隻

第5 略

(別紙1-4)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 略
- ② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業。以下「まいわし漁業」という。）

- ③ 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 長崎県まいわしその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業であって、長崎県まいわし中型まき網漁業を除く。）

- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量（留保を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保を除いた数量）を、直近3年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。
また、留保を設ける必要がある場合には、海区漁業調整委員会の意見を聴いて設定できるものとし、大臣管理区分や他の都道府県との融通等において必要となる数量も留保から充当することができるものとする。
- 2 農林水産大臣により、法第15条第1項に定める都道府県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保を設定できるものとする。また、長崎県まいわし中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量（以下この別紙において「当該数量」という。）は、長崎県の都道府県別漁獲可能量から留保を除いた数量に、当該管理年度の当初配分の比率を乗じて得た数量（10トン未満の端数は切り上げる。）とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。
- 3 留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量をまいわし漁業に配分する。

まえ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、長崎県まいわし中型まき網漁業の漁獲量が当該数量の8割に達し、又は超えるおそれ大きいと認められる場合には、留保に当該管理年度の当初配分の比率を乗じて得た数量（10トン未満の端数は切り上げる。）を当該数量に配分することができるものとし、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県まいわしその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県まいわしその他漁業	19,000隻

第5 その他資源管理に関する重要事項
知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5)

第1 略
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

- 1 長崎県さんま漁業
(1) 当該知事管理区分を構成する事項
① 略
② 対象とする漁業
長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。）

③ 略

(2) 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を長崎県さんま漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県さんま漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県さんま漁業	19,000隻

第5 略

(別紙1-6)

第1 略
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まいわし漁業	19,000隻

第5 その他資源管理に関する重要事項
なし

(別紙1-5)

第1 略
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

- 1 長崎県さんま漁業
(1) 当該知事管理区分を構成する事項
① 略
② 対象とする漁業
長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業。以下「さんま漁業」という。）

③ 略

(2) 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量をさんま漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

さんま漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
さんま漁業	19,000隻

第5 略

(別紙1-6)

第1 略
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 略
- ② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。）

- ③ 略

(2) 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を長崎県するめいか漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県するめいか漁業	19,000隻

第5 略

(別紙1-7)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 略
- ② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する中型まき網（1 そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網漁業をいう。）

- ③ 略

(2) 略

2 長崎県まさば及びごまさばその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 略
- ② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業であって、長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業を除く。）

- ③ 略

(2) 略

第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 長崎県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 略
- ② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業。以下「するめいか漁業」という。）

- ③ 略

(2) 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量をするめいか漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
するめいか漁業	19,000隻

第5 略

(別紙1-7)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 略
- ② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する中型まき網（1（又は2） そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網漁業をいう。）

- ③ 略

(2) 略

2 長崎県まさば及びごまさばその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 略
- ② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業であって、中型まき網漁業を除く。以下「まさば及びごまさばその他漁業」という。）

- ③ 略

(2) 略

第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県まさば及びごまさばその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県まさば及びごまさば その他漁業	19,000隻

第5 略

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。)(ステップアップ管理対象資源)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁船漁業(大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成8年法律第76号)第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を長崎県かたくちいわし漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

長崎県かたくちいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県かたくちいわし漁業	19,000隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-9)

まさば及びごまさばその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まさば及びごまさばその他 漁業	19,000隻

第5 略

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を長崎県うるめいわし漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県うるめいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県うるめいわし漁業	19,000隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙2-1) 略

(別紙3-1)～(別紙3-3) 略

(別紙3-4) 削除

(注) かたくちいわし対馬暖流系群（令和5年12月6日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1-8へ規定。）

(別紙2-1) 略

(別紙3-1)～(別紙3-3) 略

(別紙3-4)

第1 水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群

第2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（127,000トン付近）を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の

(別紙3-5) 削除

(注) うるめいわし対馬暖流系群(令和5年12月6日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1-9へ規定。)

(別紙3-6)～(別紙3-27) 略
(別紙3-28)

第1 略

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを旨とする。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3及び第4 略

(別紙3-29)～(別紙3-43) 略
(別紙3-44)

第1 略

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上の資源水準を維持することを旨とする。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3及び第4 略

(別紙3-45)

第1 略

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上の資源水準を維持することを旨とする。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表

実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-5)

第1 水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 資源管理の方向性

MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量(49,000トン付近)を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-6)～(別紙3-27) 略
(別紙3-28)

第1 略

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを旨とする。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3及び第4 略

(別紙3-29)～(別紙3-43) 略
(別紙3-44)

第1 略

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを旨とする。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3及び第4 略

(別紙3-45)

第1 略

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを旨とする。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、

<p>された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3及び第4 略 (別紙3-46)～(別紙3-63) 略 (別紙3-64)</p> <p>第1 水産資源 へだい長崎県海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを旨とする。 なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし (別紙3-65)</p> <p>第1 水産資源 ちだい長崎県海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを旨とする。 なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし</p>	<p>本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3及び第4 略 (別紙3-46)～(別紙3-63) 略</p>
---	---

長崎県告示第753号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、長崎県においてまあじ、まいわし対馬暖流系群、さんま、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
令和6年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【まあじ】	24,400トン
【まいわし対馬暖流系群】	16,400トン
【さんま】	現行水準
【かたくちいわし対馬暖流系群】	77,000トンの内数
【うるめいわし対馬暖流系群】	44,000トンの内数

- 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項
令和6年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【まあじ】	
長崎県まあじ中型まき網漁業	20,700トン
長崎県まあじその他漁業	現行水準
【まいわし対馬暖流系群】	
長崎県まいわし中型まき網漁業	15,470トン
長崎県まいわしその他漁業	現行水準
【さんま】	
長崎県さんま漁業	現行水準
【かたくちいわし対馬暖流系群】	
長崎県かたくちいわし漁業	77,000トンの内数
【うるめいわし対馬暖流系群】	
長崎県うるめいわし漁業	44,000トンの内数

長崎県告示第754号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、令和5年3月31日付け長崎県告示第257号により公示した長崎県北部海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 長崎県北部海区漁場計画の変更の内容

1 漁業権に関する事項

(1) 漁場計画番号	別表のとおり
(2) 漁場の位置	別表のとおり
(3) 漁場の区域	別表のとおり
(4) 漁業種類及び漁業の名称	別表のとおり
(5) 漁業時期	別表のとおり
(6) 存続期間	別表のとおり
(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
(8) 関係地区	別表のとおり
(9) 条件	別表のとおり

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

1 長崎県北部海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

長崎県北部海区漁場計画の変更（案）について、変更して差し支えないとの意見であったため、長崎県北部海区漁場計画の一部を変更することとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第3 変更後の長崎県北部海区漁場計画の北定計第9号に係る免許予定日及び申請期間

1 漁業の免許予定日	令和6年3月29日
2 申請期間	令和5年12月26日から令和6年2月9日まで

第4 その他

- 1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。

[ホームページアドレス]

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第755号

会計管理者の事務の委任（平成11年長崎県告示第496号の19）の一部を次のように改正し、令和6年1月4日から適用する。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
略		略	
その所掌に係る次に掲げる事項	警察本部会計課出納員	その所掌に係る次に掲げる事項	警察本部会計課出納員
1 物品の出納及び保管		1 物品の出納及び保管	
2 物品の記録管理		2 物品の記録管理	
その所掌に係る次に掲げる事項	警察本部交通指導課駐		
1 <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4に規定する</u>	<u>車対策室出納員</u>		
<u>放置違反金等（以下「放置違反金等」という。）の徴収に係る</u>			
<u>現金（現金に代えて納付される</u>			
<u>証券を含む。）の出納及び保管</u>			
<u>並びに記録管理</u>			
2 <u>放置違反金等の徴収に係る歳</u>			
<u>入歳出外現金及び保管有価証券</u>			
<u>の出納及び保管並びに記録管理</u>			
略		略	

公 告

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 小値賀土地改良区

認可年月日 令和5年12月18日

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 大島土地改良区

認可年月日 令和5年12月18日

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）空池原地区に係る換地処分をした。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市西海町木場郷（一部）	令和5年12月26日から 令和6年3月7日まで

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 都市計画の種類及び名称
佐世保都市計画公園（3・3・2号 福石観音公園）（佐世保市決定）
- 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県北振興局

議 長 訓 令

長崎県議会議長訓令第1号

長崎県議会事務局規程（昭和50年長崎県議会議長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月26日

長崎県議会議長 徳永 達也

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、議会の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図るため、長崎県議会事務局（以下「事務局」という。）の組織、<u>職員</u>の職等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第3条 前条第1項に定める各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>議員（議員の職にあつた者を含む。）の栄典及び表彰に関すること。</u></p> <p>(3)及び(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>議員の慶弔に関すること。</u></p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) <u>議員の資産等の公開及び請負の状況の公表に関すること。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、議会の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図るため、長崎県議会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び職員<u>の職等その他</u>必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第3条 前条第1項に定める各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2)及び(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>議員慶弔に関すること。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>議員の資産等の公開に関すること。</u></p> <p>(7) <u>議員共済会に関すること。</u></p>

(8)～(11) 〔略〕

(12) 文書の收受、発送及び保存に関すること。

(13) 〔略〕

(14) 情報公開及び個人情報保護に関すること。

(15) 事務局の職員（第7条第1項第3号を除き、以下「職員」という。）の人事及び服務並びに研修に関すること。

(16)～(21) 〔略〕

議事課

(1) 本会議及び全員協議会に関すること。

(2)～(8) 〔略〕

政務調査課

(1)～(7) 〔略〕

(8) 議長会及び事務局長会（以下「局長会」という。）に関すること。

(9)～(12) 〔略〕

（係の分掌事務）

第4条 係の分掌事務は、事務局長（以下「局長」という。）が定める。

（分掌事務の特例）

第5条 局長は、事務の都合により、必要があるときは、前2条の規定にかかわらず、臨時に事務を分掌させ、又は処理させることができる。

（局長等）

第6条 局長は、議長の命を受け、議会に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局に書記の職として次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
課長	課の責任者として課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
総括課長補佐 室長	課長の下にあつて課長を補佐するとともに、課長に代わつて一般的に課又は室の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。ただし、必要があるときは、課長は、補佐する範囲を特定することができる。
係長	係の事務を取りまとめ、及び処理し、並びに所属職員を指揮監督する。

3 前項に定める職のほか、書記の職として次の表に掲げる職を置くことができるものとし、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

(8) 議員互助会に関すること。

(9)～(12) 〔略〕

(13) 文書の收受、発送及び編さん保存に関すること。

(14) 〔略〕

(15) 情報公開に関すること。

(16) 長崎県議会事務局の職員（以下「職員」という。）の人事及び服務並びに研修に関すること。

(17)～(22) 〔略〕

議事課

(1) 本会議、全員協議会に関すること。

(2)～(8) 〔略〕

政務調査課

(1)～(7) 〔略〕

(8) 議長会及び局長会に関すること。

(9)～(12) 〔略〕

（係の分掌事務）

第4条 係の分掌事務は、事務局長が定める。

（分掌事務の特例）

第5条 事務局長は、事務の都合により、必要があるときは、前2条の規定にかかわらず、臨時に事務を分掌させ、又は処理させることができる。

（職員）

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第3項に定める事務局長、書記、その他の職員のほか、臨時の職員を置くことができる。

（職制）

第7条 事務局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にあるものは上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
局長	議長の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長	局長を補佐し、局の事務を総括整理するとともに局長に事故がある場合は、その職務を代理し、所属職員を指揮監督する。
課長	局にあつて、課の責任者として課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
総括課長補佐 室長	課長の下にあつて課長を補佐するとともに課長に代わつて一般的に課（室）務を整理し、所属職員を指揮監督する。ただし、必要があるときは、補佐する範囲を特定することができる。
係長	係の事務をとりまとめ及び処理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定める職のほか、次に掲げる組織上の職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
次長	局長を補佐し、局の事務を総括整理するとともに、局長に事故がある場合は、その職務を代理し、所属職員を指揮監督する。
参事	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を関係職員を指揮監督して処理し、重要事項の企画立案に参画する。
課長補佐	高度の専門的知識又は経験を必要とする事務を処理し、必要があるときは、その業務の範囲内で上司を補佐し、関係職員を指揮監督する。
係長	相当高度の専門的知識又は経験を必要とする事務を処理し、必要があるときは、関係職員の事務を調整し、指揮監督する。

4 前2項に定める職のほか、書記の職として次の表に掲げる職を置くことができる。

参事監 参事 副参事

5 前3項に定める職のほか、書記の職として主査、主任主事、主事又は技師を置くことができるものとし、その職にあるものは、上司の命を受け、それぞれ事務又は技術を処理する。

6 第2項から第5項までに定める職のほか、班に班の事務を取りまとめ、及び処理し、並びに所属職員を指揮監督する参事、課長補佐又は係長を置くことができる。
(局長の決裁事項)

第7条 局長は、次に掲げる事項について決裁することができる。

- (1)・(2) 〔略〕
- (3) 自ら及び次長の休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第12条及び第14条に規定する休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）第13条第19号及び第25号に規定する休暇を除く。以下同じ。）の承認並びに次長及び課長の服務に関する願出及び届出の受理に関すること。
- (4) 自ら及び次長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更に關すること。
- (5) 自ら及び次長の休日の代休日の指定に關すること。
- (6) 自ら及び次長の部分休業の承認に關すること。
- (7) 総務部長が定める団体等に関する自ら並びに次長及び課長の職務専念義務の免除の承認に關すること。
- (8) 自ら及び職員の管理職員特別勤務手当の対象となる勤務の承認に關すること。
- (9) 〔略〕
- (10) 貸付金、補助金及び交付金の貸付、交付及び受納の決定に關すること。
- (11)～(13) 〔略〕

(課長の決裁事項)

第8条 課長は、次に掲げる事項について決裁することができる。

- (1)及び(2) 〔略〕
- (3) 定例的又は義務的な貸付金、補助金及び交付金の貸付、交付及び受納の決定に關すること。
- (4)～(10) 〔略〕

職	職務
参事	特に、高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を関係職員を指導監督して処理し、重要事項の企画立案に参画する。
課長補佐	高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理し、必要があるときは、その業務の範囲内で上司を補佐し、関係職員を指導監督する。
係長	相当高度の専門的知識を必要とする業務を処理し、必要があるときは、関係職員の事務を調整し、指導監督する。

3 前2項に定める職のほか、次の表に掲げる組織上の職を置く。

参事監 参事 副参事 主査 主任主事

4 前3項に定める職のほか、主事及び技師を置き、その職にあるものは、上司の命を受け、事務に従事する。

5 必要に応じ、事務を取りまとめ、及び処理し、並びに所属職員を指揮監督する参事又は課長補佐又は係長を置くことができる。
(事務局長の決裁事項)

第8条 事務局長は、次に掲げる事項について決裁することができる。

- (1)・(2) 〔略〕
- (3) 自らの休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条及び第14条に規定する休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第16号及び第22号に規定する休暇を除く。以下同じ。）の承認並びに次長の休暇の承認並びに課長の服務に関する願出及び届出の受理に關すること。
- (4) 自ら並びに次長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更に關すること。
- (5) 自ら並びに次長の休日の代休日の指定に關すること。
- (6) 自ら並びに次長の部分休業の承認に關すること。
- (7) 総務部長が定める団体等に関する自ら並びに課長の職務専念義務の免除の承認に關すること。
- (8) 自ら並びに職員の管理職員特別勤務手当の対象となる勤務の承認に關すること。
- (9) 〔略〕

(10)～(12) 〔略〕

(課長の決裁事項)

第9条 課長は、次に掲げる事項について決裁することができる。

- (1)及び(2) 〔略〕
- (3)～(9) 〔略〕

<p>(11) <u>所属職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること。</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) <u>現金の寄附の受納に関すること。</u></p> <p>(14) <u>歳出予算の執行を伴う事項の決定に関すること。</u></p> <p>(15) <u>既に決裁された事項の範囲内における支出負担行為の決定に関すること。</u></p> <p>(16) <u>歳出予算及び歳入歳出外現金の支出命令に関すること。</u></p> <p>(17) <u>長崎県情報公開条例(平成13年長崎県条例第1号)に基づく公文書の開示に関すること。</u></p> <p>(18) <u>長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年長崎県条例第43号)等に基づく情報の開示、訂正及び取扱いの是正に関すること。</u></p> <p>(19) <u>保存文書その他資料の閲覧許可に関すること。</u></p> <p>(20) [略]</p> <p>2 <u>総務課長は、前項各号に掲げるもの以外で、次に掲げる事項について決裁することができる。</u></p> <p>(1) <u>長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第16条の12第1項ただし書に規定する流用の承認</u></p> <p>(2) <u>自ら及び職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>事務局における会計年度任用職員の雇用に関すること。</u></p> <p>(4) <u>議会の自動車に関すること。</u></p> <p>3 <u>課長は、課長の決裁事項のうち指定して、室長、参事、総括課長補佐、課長補佐及び係長に決裁させることができる。</u></p> <p>4 <u>長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第23号)第7条に規定される総務事務センターの長は、事務局に係る次に掲げる事項について決裁することができる。</u></p> <p>(1) <u>職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。</u></p> <p>(2)及び(3) [略]</p> <p>(4) <u>会計年度任用職員等に係る雇用保険関係の事務手続に関すること。</u> (決裁の制限)</p> <p>第9条 <u>前2条の規定により決裁を行うことができることとされた事務であっても、次の各号のいずれかに該当するものについては、上司の指示を受けなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) [略] (局長の事務の代決)</p> <p>第10条 <u>局長が不在のときは、次長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>2 <u>局長及び次長がともに不在のときは、主務課長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>3 <u>局長、次長及び主務課長がともに不在のときは、総務課長がその事務を代決することができる。</u> (課長の事務の代決)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 <u>前項の場合において、代決者が欠けたときは、局長があらかじめ定める者がその事務を代決することができる。</u> (代決の制限)</p> <p>第12条 [略] (決裁の特例)</p>	<p>(10) [略]</p> <p>(11) <u>長崎県情報公開条例に基づく公文書の開示に関すること。</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>2 <u>課長は、課長の決裁事項のうち指定して、参事、総括課長補佐、課長補佐及び係長に決裁させることができる。</u></p> <p>3 <u>総務課長は、次に掲げる事項について総務事務センター長に決裁させることができる。</u></p> <p>(1) <u>所属職員(局長、次長を含む。)の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。</u></p> <p>(2)及び(3) [略]</p> <p>(4) <u>会計年度任用職員等に係る雇用保険関係の事務手続に関すること。</u> (決裁の制限)</p> <p>第10条 <u>前2条の規定により決裁を行うことができることとされた事務であっても、次の各号の<u>一</u>に該当するものについては、上司の指示を受けなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) [略] (事務局長の事務の代決)</p> <p>第11条 <u>事務局長が不在のときは、次長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>2 <u>事務局長及び次長がともに不在のときは、主務課長がその事務を代決することができる。</u> (課長の事務の代決)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(代決の制限)</p> <p>第13条 [略]</p>
---	--

第13条 この規程に定めるもののほか、臨時又は特別の事務に係る決裁の区分及び手続については、別に定めることができる。

(代決後の処理)

第14条 代決者は、代決した事項のうち、必要と認めるものについては、それぞれ上司の後閲を受け、又はその処理の状況を報告しなければならない。

(文書取扱規程の準用)

第15条 事務局における文書取扱に関しては、長崎県文書取扱規程（昭和38年長崎県訓令第13号。以下「県文書規程」という。）を準用する。この場合において、同規程中「本庁」とあるのは「議会事務局」とする。

(文書取扱主任)

第16条 事務局に文書取扱主任を置く。

2 文書取扱主任は、総務課総括課長補佐をもって充てる。

3 総務課においては、文書取扱主任を補佐する者を置くことができる。

(文書等の收受及び配付)

第17条 事務局に到達した文書（電子文書を除く。以下同じ。）及び物件は、総務課において收受する。

2 前項の規定により收受した文書及び物件は、総務課において、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 文書は、開封した後主務課に配付する。

(2) 書留は、書留收受簿に登載した後主務課に配付する。

(3) 親展文書は未開封のまま本人又はその所属する課に配付する。

3 2以上の課に関係のある文書及び物件は、最も関係が深いと認められる課へ配付するものとする。

(文書の記号及び番号)

第18条 文書（記号及び番号を付ける必要のない文書並びに軽易な文書を除く。）に番号を付けるに当たっては、県文書規程第9条第1項第2号及び同条第3項中「別表第1に掲げる記号」とあるのは「議」の記号」とする。

(文書の整理の方法)

第19条 文書は、行政文書分類基準表に基づき、県文書規程の様式第22号の表示をしたファイルを使用して、会計年度ごとに整理しなければならない。ただし、暦年により整理する必要があるものについては、暦年により、会計年度を越えて処理される事案に係るものについては、会計年度を越えて整理することができる。

2 前項のファイルのほか、県文書規程の様式第17号から様式第17号の5までの表示をしたファイル用具を使用することができる。

3 第1項のファイルを使用することができない文書にあっては、整理用具（県文書規程の様式第22号の表示項目を表示したものに限る。）を使用することができる。

(代決後の処理)

第14条 代決した事項のうち、必要と認めるものについては、代決者においてその文書に「後閲」と記し、遅滞なく閲覧に供し、又はその処理の状況を報告しなければならない。

(文書等の收受及び配付)

第15条 事務局に到達した文書及び物件は、総務課において收受する。

2 前項の規定により收受した文書及び物件は、総務課において、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 一般文書は、即時開封して、その文書に受付印を押し、文書件名簿又は文書收受簿に登載のうえ、主務課長に配付すること。

(2) 金券、現金その他の特殊文書等については、関係簿冊に登載のうえ、受信者に交付すること。

(文書の記号及び番号)

第16条 文書（記号及び番号を付ける必要のない文書及び軽易な文書を除く。）には、会計年度に相当する数字、「議」の記号及び文書番号をつけなければならない。

(文書の発送)

第17条 発送文書は、主務課において浄書し、総務課に回付しなければならない。

2 前項の規定により回付を受けたときは、これを施行し、

<p>(完結文書の引継ぎ)</p> <p>第20条 主務課長は、完結文書に保存文書引継書を添えて、総務課長に引き継ぐことができる。</p> <p>第21条～第23条 〔略〕</p> <p>(保存期間の決定)</p> <p>第24条 各課長は、総務課長と協議して、その課に属する文書の保存期間を定めるものとする。既に決定した保存期間の変更についても、また同様とする。</p> <p>(電子文書の配付)</p> <p>第25条 総務課において收受した電子文書は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <p>(1) 電子署名がなされている電子文書は、発信元の電子署名を確認し、保管を行った後、主務課へ転送を行う。</p> <p>(2) 電子署名がなされていない電子文書は、主務課へ転送を行う。</p> <p>2 2以上の課に関係のある電子文書は、最も関係が深いと認められる課へ転送するものとする。</p> <p>第26条 〔略〕</p>	<p>原議を主務課に返付しなければならない。</p> <p>(完結文書の編さん、引継ぎ)</p> <p>第18条 完結文書は、主務課において編さん製本し、毎年3月31日(会計及び予算関係文書は、8月31日)までに、保存文書引継書を添えて、総務課長に引き継がなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、秘密にわたる文書は、主務課において所要期間保管することができる。</p> <p>第19条～第21条 〔略〕</p> <p>第22条 〔略〕</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

議 会 告 示

長崎県議会告示第4号

令和5年12月20日執行の長崎県選挙管理委員及び同補充員の選挙における当選人は次のとおりである。

令和5年12月26日

長崎県議会議長 徳永 達也

- 委 員 原 章夫
- 委 員 中島 廣義
- 委 員 渡邊 敏則
- 委 員 渡邊 敏勝
- 補充員 西川 克己
- 補充員 久野 哲
- 補充員 伊東 譲二
- 補充員 金原 勝彦

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等 (告示)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年12月26日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 調達する物品の名称及び予定数量

軽油 768キロリットル

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 当該軽油を確実に納入できない者
- (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
- (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のみのみを審査する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
 - ㍑ 売上高当期利益率
 - ㍒ 固定長期適合率
 - ㍓ 流動比率
- カ 当該軽油を確実に納入しうること（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和6年1月22日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (3) 申請書の提出方法
 - ア 申請者のうち、県資格を取得している者
申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ㍑ 誓約書
 - ㍒ 委任状
 - ㍓ 印鑑届（様式第3号）

- (ニ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
- (ホ) 直近の決算書の写し
- (ヘ) 県からの資格審査結果通知書の写し
- イ 申請者のうち、県資格を取得していない者
申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - (ア) 誓約書
 - (イ) 財務関係明細書
 - (ロ) 営業概要書
 - (ハ) 委任状
 - (ニ) 法人にあっては登記簿謄本
 - (ホ) 個人にあっては次のa及びb
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ヘ) 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - (ト) 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - (チ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - (リ) 印鑑届（様式第3号）
 - (ニ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
 - (ホ) 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 - （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
 - （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
 - （電話）095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第8号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
 - (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和5年12月26日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量
軽油 768キロリットル

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による

(3) 納入期間

令和6年2月1日から令和6年3月31日まで

(4) 納入場所

- ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
- イ 東長崎営業所（長崎市平間町411-1）
- ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
- エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
- オ 大村営業所（大村市松山町489-13）

(5) 一連の調達契約に関する事項

一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
令和5年2月10日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 軽油調達に関する令和5年12月26日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和5年12月26日付け長崎県公報第11278号搭載）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
- （電話）095-822-5141
- （提出期限）令和6年1月22日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

(電話) 095-822-5141

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法
(期間) 令和5年12月26日から令和6年1月22日(県の休日を除く。)
(場所) 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等
(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(受領期限) 令和6年1月25日 午後5時00分
(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。
- 10 入札の場所及び日時等
(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室
(日時) 令和6年1月26日 午前10時00分
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。
 - ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。
 - ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らか

かである者が入札したとき。

- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 768KL
- (2) Delivery period
From February 1st, 2024, to March 31, 2024
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
 - b) Higashinagasaki Office Nagasaki City, Hirama-machi, 411-1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
 - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than January 25, 2024
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 January 26, 2024
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第16号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第16条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(5の2) 職員が不妊治療又は不育症の治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合には、10日）の範囲内の期間</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 義務教育終了前の子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を所持する子又は特別支援学校（高等部）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）を養育する職員が、<u>その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）又は感染症の拡大防止のための学校の臨時休業等により自宅待機するその子の世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> 一の年において5日（子を2人以上養育する職員にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(12)～(26) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第16条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(5の2) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 義務教育終了前の子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を所持する子又は特別支援学校（高等部）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）を養育する職員が、子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）<u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> 一の年において5日（子を2人以上養育する職員にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(12)～(26) 略</p>

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

雑 報

競争入札の参加者の資格等（公告）

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第2条第2項の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり公告する。

令和5年12月26日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

- 競争入札に付する事項
長崎県立大学シーボルト校 設備管理業務委託
- 競争入札に参加することができない者

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
 - (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したこと。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたこと。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたこと。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
 - (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この公告の前日に長崎県内に本社、支店又は事業所を有しない者
 - (7) この告示の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
 - (8) この告示の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加資格を得ようとする者に必要な資格等
次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する電気主任技術者免状（第3種以上）取得者であって、業務を十分遂行できる者を配置（選任）することが可能な者
 - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項に規定する電気工事士免状（第2種以上）取得者であって、業務を十分遂行できる者を配置することが可能な者
 - (3) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6第1項に規定する消防設備士免状取得者（甲種消防設備士又は乙種消防設備士であって、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の3に規定する第1類及び第4類を有する者に限る。）であって、業務を十分に遂行できる者を配置することが可能な者
 - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状取得者であって、業務を十分遂行できる者を配置（選任）することが可能な者
- 4 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 2の(1)から(8)に該当する者、又は3に掲げる条件を満たしていない者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
 - (2) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (3) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 設備管理業務契約実績
- 5 資格審査申請の時期
この公告の日から、令和6年1月17日（水）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。
- 6 資格審査申請の方法
- (1) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる

場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、長崎県が発注する設備管理業務委託に関する競争入札に参加する者に必要な資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 印鑑届（様式第2号）

エ 口座振替申込書（様式第3号）

オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）を通知（郵送）する。

8 資格審査の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を付与された日から令和6年3月31日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

10 資格の取消し等

- (1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(2)又は(8)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 資格取消しの通知
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

競争入札の参加者の資格等（公告）

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第2条第2項の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり公告する。

令和5年12月26日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

長崎県立大学シーボルト校 清掃業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
 - (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したこと。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたこと。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたこと。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
 - (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この公告の前日に長崎県内に本社、支店又は事業所を有しない者
 - (7) この告示の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
 - (8) この告示の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者
- #### 3 競争入札参加資格を得ようとする者に必要な資格等
- ア又はイの資格を得ている者であること。
 - ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。
 - イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。
- #### 4 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 2の(1)から(8)に該当する者、又は3に掲げる条件を満たしていない者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
 - (2) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (3) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 清掃業務契約実績

5 資格審査申請の時期

この公告の日から、令和6年1月17日（水）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

6 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 印鑑届（様式第2号）

エ 口座振替申込書（様式第3号）

オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

- 7 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第4号）を通知（郵送）する。
- 8 資格審査の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を付与された日から令和6年3月31日までとする。
- 9 資格審査申請事項の変更
入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者
 - (4) 資本金（法人の場合）
 - (5) 使用印鑑
 - (6) 委任事項
 - (7) 金融機関取引口座
 - (8) 電話番号
- 10 資格の取消し等
 - (1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(2)又は(8)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 資格取消しの通知
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

競争入札の参加者の資格等（公告）

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第2条第2項の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり公告する。

令和5年12月26日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

- 1 競争入札に付する事項
長崎県立大学シーボルト校 警備業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
 - (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したこと。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたこと。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたこと。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
 - (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の警備業務の営業実績を有しない者
 - (6) この公告の前日に長崎県内に本社、支店又は事業所を有しない者
 - (7) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
 - (8) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき

排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加資格を得ようとする者に必要な資格等

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第3項に規定する警備業者であり、同条第1項第1号の業務の営業実績を1年以上有する者
- (2) 警備業法第2条第5項の機械警備業務の営業実績を1年以上有する者
- (3) 警備員教育を行う者等を定める規程（平成8年12月4日国家公安委員会告示第21号）第1条に定める基本教育を行うことができる者であって、業務を十分遂行できる者を1名配置することが可能な者であること。
- (4) 警備業務に継続して1年以上従事しており、かつ、業務を十分遂行できる者を配置人員の2分の1以上配置することが可能な者

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(8)に該当する者、又は3に掲げる条件を満たしていない者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。

(3) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 警備業務契約実績

5 資格審査申請の時期

この公告の日から、令和6年1月17日（水）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

6 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、長崎県が発注する警備業務委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書
- イ 委任状
- ウ 印鑑届（様式第2号）
- エ 口座振替申込書（様式第3号）
- オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書
- イ 委任状
- ウ 営業概要書
- エ 法人にあつては、次の(イ)及び(イ)
- (イ) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- オ 個人にあつては、次の(イ)、(イ)及び(イ)
- (イ) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明

書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

8 資格審査の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を付与された日から令和6年3月31日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

10 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(2)又は(8)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学シーボルト校 設備管理業務委託について、一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和5年12月26日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

長崎県立大学シーボルト校 設備管理業務委託

(2) 委託業務の場所

長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1）

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託業務の特質等

入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の委託業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額

の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) 長崎県が行う設備管理業務に関する競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、長崎県から入札参加資格を有すると認められた者であること、又は長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の前日に長崎県内に本社、支店又は事業所を有する者
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 競争入札参加資格を得ようとする者に必要な資格等

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する電気主任技術者免状（第3種以上）取得者であって、業務を十分遂行できる者を配置（選任）することが可能な者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項に規定する電気工事士免状（第2種以上）取得者であって、業務を十分遂行できる者を配置することが可能な者
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6第1項に規定する消防設備士免状取得者（甲種消防設備士又は乙種消防設備士であって、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の3に規定する第1類及び第4類を有する者に限る。）であって、業務を十分に遂行できる者を配置することが可能な者
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状取得者であって、業務を十分遂行できる者を配置（選任）することが可能な者

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、2の(2)の資格を得るため、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、6の部局へ提出すること。

なお、2の(2)における長崎県から入札参加資格を有すると認められた者に該当する場合も、審査申請書等の提出が必要である。

審査の結果については、以下の提出期限の日から10の入札期日までの間に文書で通知する。

（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）6の部局とする。

（提出期限）令和6年1月17日（水）17時00分

5 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できるものであること。

6 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和6年1月12日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）6の部局とする。

なお、郵送での交付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、6の部局まで送付すること（上記期限内必着）。

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札・開札の場所及び期日等

(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

(期日) 令和6年1月30日(火) 10時00分開始

入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に6の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、10の入札当日に委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格をもって申し込んだ者のうち、最低の価格で申し込んだ者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学シーボルト校 清掃業務委託について、一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和5年12月26日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
長崎県立大学シーボルト校 清掃業務委託
- (2) 委託業務の場所
長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1）他4ヶ所
- (3) 委託期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託業務の特質等
入札説明書による。
- (5) 入札の方法
前記(1)の委託業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) 長崎県が行う清掃業務に関する競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、長崎県から入札参加資格を有すると認められた者であること、又は長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の前日に長崎県内に本社、支店又は事業所を有する者
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 競争入札参加資格を得ようとする者に必要な資格等

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成23年3月22日規程第4号）第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) ア又はイの資格を得ている者であること。
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

- (3) 4の競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、2の(2)の資格を得るため、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、6の部局へ提出すること。

なお、2の(2)における長崎県から入札参加資格を有すると認められた者に該当する場合も、審査申請書等の提出が必要である。

審査の結果については、以下の提出期限の日から10の入札期日までの間に文書で通知する。

(申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先) 6の部局とする。

(提出期限) 令和6年1月17日(水) 17時00分

5 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できるものであること。

6 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

(名称) 長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

(電話) 095-813-5500

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和6年1月12日(金) 17時00分までの間(大学の休日を除く。)

(場所) 6の部局とする。

なお、郵送での交付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、6の部局まで送付すること(上記期限内必着)。

(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札・開札の場所及び期日等

(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

(期日) 令和6年1月30日(火) 13時00分開始

入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に6の部局を確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、10の入札当日に委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らか

かである者が入札したとき。

- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格をもって申し込んだ者のうち、最低の価格で申し込んだ者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学シーボルト校 警備業務委託について、一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和5年12月26日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
長崎県立大学シーボルト校 警備業務委託
- (2) 委託業務の場所
長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1）
- (3) 委託期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託業務の特質等
入札説明書による。
- (5) 入札の方法
前記(1)の委託業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) 長崎県が行う警備業務に関する競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、長崎県から入札参加資格を有すると認められた者であること、又は長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の前日に長崎県内に本社、支店又は事業所を有する者
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づ

き長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 競争入札参加資格を得ようとする者に必要な資格等

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第3項に規定する警備業者であり、同条第1項第1号の業務の営業実績を1年以上有する者
- (2) 警備業法第2条第5項の機械警備業務の営業実績を1年以上有する者
- (3) 警備員教育を行う者等を定める規程（平成8年12月4日国家公安委員会告示第21号）第1条に定める基本教育を行うことができる者であつて、業務を十分遂行できる者を1名配置することが可能な者であること。
- (4) 警備業務に継続して1年以上従事しており、かつ、業務を十分遂行できる者を配置人員の2分の1以上配置することが可能な者

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、6の部局へ提出すること。

なお、2の(2)の長崎県から入札参加資格を有すると認められた者に該当する者についても審査申請書等の提出が必要であること。

審査の結果については、以下の提出期限の日から10の入札期日までの間に文書で通知する。

（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）6の部局とする。

（提出期限）令和6年1月17日（水）17時00分

5 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

6 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和6年1月12日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）6の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、6の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札・開札の場所及び期日等

（場所）長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

（期日）令和6年1月30日（火）11時00分開始

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に6の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件

以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、10の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合、または入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格をもって申し込んだ者のうち、最低の価格で申し込んだ者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト